

# 令和4年 第2回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第2回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年3月2日 午前9時55分～午前10時38分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	福 家 敏 春	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 ( 名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	農地の賃貸借情報の提供について			
日程第5 議案第1号	令和4年2月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第6 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第7 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第8 議案第4号	農用地利用集積計画 (案) について (令和4年3月7日公告予定分)			
7 事 務 局	事務局長 富 田 敏 博 係 長 佐 藤 衡 一 主事補 佐 藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和4年第2回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さんおはようございます。先ほど、事務局長の富田さんから3月いっぱい退職するという報告を受けました。実はですね、8月ぐらいに1回そういう話を聞いておりました、本人の意思もかなりかたくてですね、早期退職、少し残念なんですけども、仕方がないのかなと思っております。

話はかわりますが、去る2月18日、前会長の川崎さんが、北海道の産業貢献賞を受賞したということで、上川総合振興局から、賞状が伝達されたということで、私と代理が出席しております。この後、総会が終わった後、皆さんにちょっとご相談がありまして、賞状は来たんですけども、額がないということで、その相談もさせていただきたいと思っております。

新聞報道で、毎日のように、ウクライナが戦争状態になっているということで、我々もですね、特に、酪農や畜産の方々、大変心配してるのではないかなと思っております。飼料の高騰だったりとか、また、消費者である方々は、これからまだ値段が上がったりして、生活に直接響いてくると、そんな影響も感じられるところです。

3月に入って、皆さんもう仕事の準備等始まっているかと思っております。今月の週末、日曜日と月曜日がちょっと荒れるんじゃないかという天気予報も出ておりますが、どうか皆さん、設備とかいろいろ心配になろうかと思っておりますけども、これからの春作業に向かっていただきたいと思いますと思っております。

今月は3月30日にも、総会がございます。そのときは、コロナは収まって、局長の送別会は盛大にできることを祈りながら、過ごしていただきたいと思いますと思っております。簡単な挨拶になったわけですけども、今日1日よろしく願いいたします。

- 事務局長      それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議 長      これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長      日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。  
【なしの声】
- 議 長      異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長      日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、谷口委員、13番、長谷川委員を指名いたします。
- 議 長      日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長      諸般の報告をいたします。  
1、令和4年1月25日、令和4年第1回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。  
2、1月28日、美瑛町議会第1回臨時会が開催され、会長が出席しております。  
3、2月28日から3月1日、美瑛町議会第2回定例会が開催され、会長が出席しております。
- 議 長      これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長      日程第4、報告第1号、農地の賃貸借情報の提供について。事務局から報告をお願いします。
- 事 務 局      報告第1号、農地の賃貸借情報の提供について。農地法第52条による令和3年1月から令和3年12月における農地の賃貸借情報の提供について、次のとおり報告します。  
田 23 件、平均額 6,666 円、最高額 11,000 円、最低額 2,100 円。畑、40 件、平均額 3,404 円、最高額 6,000 円、最低額 1,700 円です。  
本情報は農用地利用集積計画を基に作成しており、農地法第3条による賃貸借は資料に用いておりません。その理由としまして、農地法第3条は相対の取引の為、賃借料が安価に設定さ

れることが多いからです。  
以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の報告第1号について、発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
- 議 長 日程第5、議案第1号、令和4年2月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、令和4年2月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主、■■■■さん、借主、■■■■  
■■■■について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、面積134㎡につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■への農地法3条による賃貸借でしたが、令和4年2月10日付で合意解約です。後程、議案第2号にて売買がなされる予定です。今回提出された1案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請

について、所有権移転の件を議題とします。

議案第2号、番号1番から番号2番までの件については、一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、[ ]さん、譲受人、[ ]さん外7件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、議案第2号で審議いただく8案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

なお、番号1番と2番につきましては、譲受人が[ ]であるため、一括して説明させていただきます。

番号1番、土地の表示、字名、[ ]、地番[ ]、1筆、面積2,602㎡につきましては、譲渡人、[ ]さん、譲受人、[ ]さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から[ ]に約7.3kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、贈与したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。詳細につきましては議案3ページをご確認ください。

番号2番、土地の表示、字名、[ ]、地番[ ]外6筆、面積計9,786㎡につきましては、譲渡人、[ ]さん、譲受人、[ ]さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から[ ]に約7.3kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、該当農地処分のため、譲受人に売却したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。価格は[ ]円で10a当り[ ]円です。詳細につきましては議案4ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長

只今の説明に関連して、地区担当委員であります[ ]委員から補足説明をお願いします。

○[ ]委員

ただいまの事務局の説明のとおりであります。[ ]さんの畑は、土地に関しては、畑と畑の間に挟まれたところなんです。それで、今回、[ ]さんが周りの土地を耕作するというので、贈与したいということになります。[ ]さんに関しましては、[ ]がきちっとした法人で

ありまして、売買に干渉することはありませんので、審議のほうよろしくお願いたします。

- 議 長      ありがとうございました。  
                   これより議案第2号、番号1番及び2番について、質疑に入ります。  
                   発言のある方は、挙手願います。  
                   【なしの声】

- 議 長      質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
                   議案第2号、番号1番及び番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
                   【全員挙手】

- 議 長      挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長      つづいて議案第2号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。

- 事 務 局      番号3番、土地の表示、字名、[ ]、地番[ ]外1筆、面積計619㎡につきましては、譲渡人、[ ]さん、譲受人、[ ]さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所は JR 美瑛駅から[ ]に約2.5kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、贈与したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。詳細につきましては議案5ページをご確認ください。  
                   以上で説明を終わります。

- 議 長      只今の説明に関連して、地区担当委員であります[ ]委員から補足説明をお願いします。

- [ ]委員      はい、説明のとおりです。地区担当になるのか、ならないのかとちょっと難しい場所なんですけども一応、私がということで説明したいと思います。  
                   場所的には、[ ]の道路を真っすぐ上がって、電話のアンテナの下の方にある畑なんですけども、そこに2か所あるんですが、たまたま[ ]さんが、その土地を使い経営しているということです。また、[ ]さんは、[ ]の経営者の奥さんで、そういうことで贈与したいということです。よろしく審議のほどお願いします。

- 議 長      ありがとうございました。  
                   これより議案第2号、番号3番について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 つづいて議案第2号、番号4番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 番号4番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外2筆、面積計951㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から、■■■■に約2.6kmの箇所、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、贈与したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。詳細につきましては議案6ページをご確認ください。  
以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 ただいま事務局の説明のあったとおりです。■■■■さんは昨年未で、農家をやめられ、農地の処分をしたいということで、この後、集積で■■■■さんに売買する土地の隣接地となっており、耕作するにはちょっと適さない土地ということもありまして、このような形になりました。何ら問題ないと思います。どうか審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号4番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号4番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 つづいて議案第2号、番号5番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号5番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外1筆、面積計1,423㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約2.7kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に売却したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのこと。価格は■■■■円で10a当り■■■■円です。詳細につきましては議案7ページをご確認ください。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局の説明のあったとおりです。こちら、先ほどと同じ、■■■■さんが昨年やめられまして、農地の処分をしたということで、この後、集積計画のほうで、■■■■さんに売買する土地の隣接地ということでありまして、その中で、農振区域外ということもありまして、このような形になりました。どうか審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号5番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 つづいて議案第2号、番号6番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号6番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計134㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請



です。申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約 1.9 km の箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に売却したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。価格は■■■■円で 10a 当り■■■■円です。詳細につきましては議案 8 ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局の説明のとおりです。この土地は、■■■■の事務所に行く道に隣接していまして、農振区域外ということもありまして、3 条の手續となりました。何ら問題ないと思います。どうか審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第 2 号、番号 6 番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第 2 号、番号 6 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 つづいて議案第 2 号、番号 7 番について、事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 番号 7 番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外 2 1 筆、面積計 71,503.49 m<sup>2</sup>につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約 6.3 km の箇所、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に売却したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。価格は■■■■円で 10a 当り■■■■円です。

■■■■につきまして、本社は■■■■で、■■■■として国産和牛を使用したステーキやハンバーグを、飲食及び販売を行っている会社となっております。自社による和牛の生産を行いたいとの希望があり、■■■■が仲介する形で、当該農地にて牛の飼育を始める事となったようです。また、■■■■さん

が■■■■の役員として経営に携わる事になっており、■■■■として農林課にて認定農業者に認定申請を行っており当該案件の可決をもって認可となる予定であります。

また、卸先は自社の■■■■のレストランや通信販売を想定しているようです。詳細につきましては議案9ページと新しい法人として、別紙資料の定款等をご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局の説明のとおりです。少し重複する部分もありますけど、■■■■の■■■■さんは、■■■■さんの牧場を全部買取り、■■■■さんを役員として、黒毛和牛を繁殖から、食味の追求したこだわりの飼育をし、親会社である■■■■に売り、グループ直営店で販売するということでした。農地の単価が少し高いような気はしますが、1か所に70町余りの景色のいい場所ということもありまして、このような単価になっております。何ら問題ないと思います。どうか審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号7番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号7番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 つづいて議案第2号、番号8番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号8番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、外2筆、面積計6,083㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約1.5kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、贈与したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願ひます。とのことです。詳細につきましては議案10ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■から補足説明をします。
- 委員 ■■■■さんはトマトに特化した経営をするということで、この当該農地を売りたいということで、この後、集積にも上がってきております。また、この土地はちょうど、■■■■の隣に位置しております、その隣に■■■さんが耕作しているということで、このようなことになったわけです。何ら問題ないかと思っておりますので、よろしく願います。
- 議 長 これより議案第2号、番号8番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号8番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。  
議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借。農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主、■■■■さん、借主、■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものです。なお、議案第3号で審議いただく案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積につきましては、このあとの議案第4号農地利用集積計画の番号15番でも審議され面積要件を超えることから要件を満たしております。  
番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計726㎡につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約3.1kmの箇所で、使用貸借設定の理由は、営農規模縮小と受け手の意向により、当該農地を使用貸借

したい、借主は新規就農に向けて主たる賃貸地の契約に合わせて、付帯地を使用貸借したい、とのことです。期間は許可日から5年間です。新規就農者ですので、資料として、5ヵ年計画書、地域からの推薦書を添付しております。詳細につきましては議案11ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。■■■さんの規模縮小と、新規就農の■■■さんの土地を使いたいという部分だと思われませんが、その関係書類、申請が出ております。何ら問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和4年3月7日公告予定分の件を議題とします。

○議長 議案第4号、番号1番については、■■■番、■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■■委員の退席をお願いいたします。

【■■■委員退席】

○議長 議案第4号、番号1番について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農用地利用集積計画案について、令和4年第2回令和4年3月7日公告予定分。

■■■さん外14件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転5件、賃貸10件について、申し出がありま

したので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号 1 番につきましては、離農に伴う売買です。

番号 1 番、                    、                    さんから、                    、                    さんへの売買、畑 3 筆、計 16,579 m<sup>2</sup>。                    円で 10 a あたり                     円です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、番号 1 番の件について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第 4 号、番号 1 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長                     委員の入場を認めます。  
【                    委員入場】

○議 長                     委員にお知らせいたします。  
本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 番号 2 番から 15 番までについては一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号 2 番につきましては、同じく離農に伴う売買です。  
番号 2 番、                    、                    さんから、                    、                    さんへの売買、田 6 筆、畑 9 筆、計 67,982 m<sup>2</sup>。                    円で 10 a あたり田・畑ともに                     円です。

番号 3 番につきましては、規模縮小に伴う売買です。番号 3 番、                    、                    さんから、                    、                    さんへの売買、畑 12 筆、134,015 m<sup>2</sup>。                    円で 10 a あたり                     円です。

番号 4 番につきましては、賃貸地の売買です。

番号 4 番、                    、                    さんから、                    、                    さんへの売買、畑 5 筆、113,773 m<sup>2</sup>。

円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。

番号 5 番につきましては、農業公社の買入です。次回以降の総会にて、認定農業者の方が賃貸を開始する予定です。

番号 5 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、北海道農業公社への売買、畑 5 筆、計 65,240 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。

番号 6 番から 10 番までにつきましては、規模縮小に伴う賃貸借です。なお、賃貸借期間が 1 年間の案件は期間満了後、公社へつなぎ、売買がなされる予定です。

番号 6 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、[REDACTED]、[REDACTED] さんへの賃貸借、畑 4 筆、計 85,827 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。期間は 1 年間です。

番号 7 番、[REDACTED]、[REDACTED] から、[REDACTED]、[REDACTED] への賃貸借、畑 23 筆、計 197,539 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。期間は 1 年間です。

番号 8 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、[REDACTED]、[REDACTED] への賃貸借、畑 2 筆、計 46,190 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。期間は 10 年間です。

番号 9 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、[REDACTED]、[REDACTED] への賃貸借、畑 1 筆、10,550 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。期間は 1 年間です。

番号 10 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、[REDACTED]、[REDACTED] への賃貸借、畑 3 筆、計 85,224 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。期間は 1 年間です。

番号 11 番につきましては、賃貸借契約の更新です。

番号 11 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、[REDACTED]、[REDACTED] への賃貸借、畑 1 筆、4,626 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。期間は 5 年間です。

番号 12 番、13 番につきましては、離農に伴う賃貸借です。賃貸借期間満了後、公社へつなぎ、売買がなされる予定です。

番号 12 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、[REDACTED]、[REDACTED] さんへの賃貸借、畑 1 筆、計 31,452 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり [REDACTED] 円です。期間は 1 年間です。

番号 13 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、[REDACTED]、[REDACTED] さんへの賃貸借、田 2 筆、畑 9 筆、計 71,579 m<sup>2</sup>。[REDACTED] 円で 10 a あたり田・畑ともに [REDACTED] 円です。期間は 1 年

間です。

番号 14 番につきましては、受け手の規模拡大に伴う賃貸借です。

番号 14 番、                    、                    さんから、                    、                      
                    さんへの賃貸借、畑 1 筆、計 20,000 m<sup>2</sup>。                    円で 10 a  
あたり                     円です。期間は 2 年間です。

番号 15 番、北海道農業公社から、                    、                      
                    さんへの賃貸借、田 1 筆、計 10,555 m<sup>2</sup>。                    円で 10 a あ  
たり                     円です。期間は 4 年 11 カ月です。

以上、設定を受ける者 15 件、9 名、6 法人

設定をする者 15 件、13 名、2 法人

田 9 筆 62,589 m<sup>2</sup>

畑 79 筆 898,542 m<sup>2</sup>

計 88 筆 961,131 m<sup>2</sup> です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 4 号、番号 2 番から番号 15 番までについて  
質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、  
採決いたします。

議案第 4 号、番号 2 番から番号 15 番までの件について、原  
案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了い  
たしました。

以上をもちまして、令和 4 年、第 2 回美瑛町農業委員会総会  
を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を  
整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印  
する。

令和4年3月2日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

谷 口 学

美瑛町農業委員

長谷川 宏